

千葉市営水道における 水道料金特別減免について



令和7年度第4回

千葉市水道事業運営協議会

令和8年3月19日（木）

千葉市水道局

1 答申における附帯意見について

千葉市水道事業運営協議会からの令和7年11月18日付答申の中で、次の附帯意見をいただきました。

(附帯意見)

近年、物価高騰により様々な価格の上昇が市民生活に大きな影響を与えているなか、本協議会において、市民負担の公平性の観点等から水道料金の改定は妥当であるとしたところである。一方で、市民生活への配慮について検討が必要との意見が数多くあることから、市民生活支援のために、市として物価高騰対策などを検討していくことを要望する。



<千葉市営水道としての物価高騰対策>

県の水道料金減免支援特別交付金及び国の重点支援地方交付金を活用し、令和8年度に千葉市営水道の水道料金特別減免を実施します。

2 市営水道の水道料金特別減免の概要

① 減免内容

基本料金の20%及び従量料金の20%

② 期間

令和8年7月から12月検針分(6か月間)

※一般的な3人世帯(口径20mm、月20立方メートル使用)の場合、
6か月で約4,600円を減免

③ 対象

主に一般家庭で使用されている口径(13、20、25mm)の使用者
※使用者の手続きは不要

【参考】

県営水道は、上記①③は同一なものの、
②については、令和8年7月～10月検針分の4か月とし、
マイポータルに登録し、契約情報を紐づけした使用者は、
減免期間を2か月延長し、6か月の減免となる。